

2006年5月25日

加盟団体各位

日本実業団陸上競技連合

### 日本実業団陸上競技連合表彰規程改定のお知らせ

日本実業団連合では実業団登録選手に、より積極的に当連合主催大会に参加していただくために、表彰規程を下記のとおり改定（連続10回出場⇒通算10回出場で表彰）いたしましたので、お知らせいたします。

このため、来る9月30日・10月1日大分市で開催の第54回全日本実業団対抗陸上競技選手権大会に参加予定の選手で今回の出場が10回となる方は添付の申請書にて所属連盟事務局宛お申し込みください。なお、申請書は各連盟事務局から配布されます。

#### 記

#### 表彰規程 第2条第2号

現行	改定
第2条 (2) 全日本実業団対抗陸上競技選手権大会・全日本実業団対抗駅伝競走大会・全日本実業団対抗女子駅伝競走大会に連続10年出場し、かつ優秀な成績を収めた者	第2条 (2) 全日本実業団対抗陸上競技選手権大会・全日本実業団対抗駅伝競走大会・全日本実業団対抗女子駅伝競走大会に、 <b>通算10回出場した者</b>

#### 表彰規程 細則第5条 改定

現行	改定
(10年連続出場者の表彰) 第5条 全日本実業団対抗陸上競技選手権大会・全日本実業団対抗駅伝競走大会・全日本実業団対抗女子駅伝競走大会に、10回連続出場し優秀な成績を収めた者については、賞状に10万円を添えて表彰する。	( <b>通算10回</b> 出場者の表彰) 第5条 全日本実業団対抗陸上競技選手権大会・全日本実業団対抗駅伝競走大会・全日本実業団対抗女子駅伝競走大会の <b>各大会に、通算10回出場した者に対しては、記念品に10万円を添えて表彰する。</b> <b>2. 前項の表彰を受けた者が、新たに前項と同様の実績を残した場合は、改めて同様に表彰する。</b>

#### 表彰規程 細則第5条取扱内規 新設

<ol style="list-style-type: none"><li>1. 本内規は、<b>連合表彰規程細則第5条の改定（2006年5月25日）</b>に伴う経過措置の細目を定める。</li><li>2. 表彰は、改定施行日以降に表彰対象大会に選手として出場し、その出場回数が<b>通算10回以上</b>である者を対象とする。但し、既に旧規定により<b>連続10年出場表彰</b>を受けている者は、その翌年以降の大会から<b>通算した出場回数</b>を持って回数を計算する。</li><li>3. 既に出場回数が<b>10回を超えている者</b>については、改定施行日以降、最初に出場した大会で「<b>通算10回出場</b>」の表彰を行い、細則第5条第2項が対象とする<b>出場回数は、実際の出場回数から10回分を控除した回数</b>を持って計算することとする。</li></ol>
--

以上